

事務事業調整報告書

|   |                             |        |
|---|-----------------------------|--------|
| 協議項目  | 23-12 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2) | 上下水道部会 |
| 協議細目  | 下水道事業                       |        |
| <p>1. 課題、問題点等</p> <p>下水道事業は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資するため計画的に整備を進めていますが、生活に重要な影響のある地方公営企業等として、独立採算制を原則としているため、収支の均衡を確保するとともに、経営の安定化を図る必要があります。</p> <p>当事業は、住民の生活環境に密接に関係しているため、合併を行う場合には、住民の生活に影響を及ぼさないよう、また負担の公平性及び住民の一体性の確保を勘案の上、調整することが必要となります。</p> <p>2町合併における具体的な課題、問題点は次のとおりであり、それぞれの施設にかかる建設経費等の違いにより調整が困難なものについては、新町における事業の運営について十分検討し、効率的な運用と円滑な統一について計画的に調整することが適当と思われれます。</p> <p>&lt;下水道事業&gt;</p> <p>(1)生活排水処理施設</p> <p>2町とも生活排水処理計画に基づき事業を実施しており、合併後も引き続き事業を進めていく必要があると思われれます。</p> <p>集合処理施設については、浜坂町で平成16年度中、温泉町では平成17年度中に整備が完了する予定であり、それぞれ16施設と7施設になります。汚泥処理については、北但1市10町で検討中であります。</p> <p>(2)下水道使用料</p> <p>2町では、基本料金の単価及び算出方法が異なり、超過料金においても単価、区分に差異があります。</p> <p>浜坂町は一般家庭とその他で区分し、人数制と定額従量制の併用及び完全従量制を設定しているのに対し、温泉町では定額従量制による設定となっています。</p> <p>このような使用料の単価、区分及び設定根拠の差異については、施設の維持管理費、償還費用が関係し、又合併後の事業経営のあり方についても検討する必要があることから合併時の調整は困難と思われれます。</p> <p>しかしながら、新町における負担公平の原則及び住民の一体性の確保の面を勘案すると、合併後5年を目途に調整することが適当と思われれます。</p> <p>(3)受益者負(分)担金</p> <p>生活排水処理施設整備にかかる負(分)担金については、2町とも建設負(分)担金と償還負(分)担金の合計額であります。浜坂町は一般住宅で30万円の上限を設定しているのに対し、温泉町は上限を設定していません。</p> <p>金額の設定については、それぞれの事業計画に基づき適正な事業経営を図るための財政運営を勘案し設定された金額であるため合併時の調整は困難と思われれます。したがって、合併後における新規加入者についても旧町の規定を適用する必要があると思われれます。</p> <p>しかしながら、新町における負担公平の原則及び住民の一体性の確保の面を勘案すると、合併後5年を目途に調整することが適当と思われれます。</p> <p>今後の予定としては、現在の事業の進捗状況から2町とも平成17年、18年の3月に分担金が発生する予定です。</p> <p>(4)手数料</p> <p>排水設備指定工事店の指定手数料及び有効期限は同一であるため現行のまま引き継ぐことが適当と思われれます。有効期限については、期限が同一でない工事店は、短縮条項を活用して全店平成21年3月31日までとすることが適当と思われれます。合併後の区域については新町全域とすることが適当と思われれます。</p> <p>工事責任技術者登録手数料については、浜坂町は徴収していないのに対し、温泉町では3,000円徴収しているため調整が必要であり、同一の事務であることから温泉町の例により統一することが適当と思われれます。</p> |                             |        |

## 事務事業調整報告書

|  |                             |        |
|--|-----------------------------|--------|
| 協議項目   | 23-12 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2) | 上下水道部会 |
| 協議細目   | 下水道事業                       |        |
| <p>(5)助成制度</p> <p>水洗便所等改造資金あつ旋及び利子補給は、対象額、補給率、補給期間が全て異なり調整が必要となりますが、合併時の統一については、処理施設の供用開始済みの処理区域内の人と格差が生じることとなり、又供用開始後3年以内の接続を想定していることから、合併後3年を目途に調整することが適当と思われます。</p> <p>合併処理浄化槽設置整備事業にかかる補助金は、区分及び補助金額が異なりますが、残事業の件数が浜坂町の2基に対し温泉町では200基強の整備が必要であり大きな差異があります。</p> <p>残事業の件数及び水洗便所等の改造にかかる利子補給を勘案し、合併後3年を目途に調整することが適当と思われます。</p> <p>水洗便所等改造奨励金は、温泉町のみ助成制度であり調整が必要となりますが、現在工事中の区域もあることから継続することが適当と思われます。なお、水洗便所等の改造にかかる利子補給、合併処理浄化槽設置整備にかかる補助金を勘案し、又対象期間が施設の供用開始から3年以内であることから、合併後3年を目途に調整することが適当と思われます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>&lt;下水道事業&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 生活排水処理施設は、現行のまま引き継ぐ。</li><li>(2) 下水道使用料は、合併後5年を目途に調整する。</li><li>(3) 生活排水処理施設の整備にかかる受益者負(分)担金は、合併後5年を目途に調整する。</li><li>(4) 手数料は、温泉町の例により統一する。</li><li>(5) 水洗便所等改造資金あつ旋及び利子補給、合併処理浄化槽設置整備事業補助金及び水洗便所等改造奨励金は、合併後3年を目途に調整する。</li></ol> |                             |        |

事務事業調整報告書

|      |                             |        |
|------|-----------------------------|--------|
| 協議項目 | 23-12 水道・下水道関係事務事業の取扱い（その2） | 上下水道部会 |
| 協議細目 | 下水道事業                       |        |

3. 事務事業現況比較表（下水道事業）

| 区 分       |   | 浜坂町  | 温泉町  |
|-----------|---|--|--|
| 施設        | 集合処理  | 都市計画公共下水道施設(1)：5地区<br>特定環境保全公共下水道施設(2)：3地区<br>農業集落排水施設(9)：14地区<br>漁業集落排水施設(2)：2地区<br>コミュニティプラント施設(2)：6地区   | 特定環境保全公共下水道施設(1)：9地区<br>農業集落排水施設(5)：9地区<br>コミュニティプラント施設(1)：1地区   |
|           | 個別処理  | 合併処理浄化槽：6地区  | 合併処理浄化槽：13地区   |
| 下水道使用料    | 基本料金<br>(消費税除く)   | ①一般家庭 2,500円/月<br>②店舗併用・営業用・公共施設 2,500円/月  | 10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> まで<br>1,500円/月  |
|           | 超過料金<br>(消費税除く)   | ①人数割 500円/人<br>②30 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 以下 100円/m <sup>3</sup><br>30 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> を超え50 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 以下 120円/m <sup>3</sup><br>50 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> を超え100 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 以下 150円/m <sup>3</sup><br>100 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> を超え300 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 以下 180円/m <sup>3</sup><br>300 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> を超え500 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 以下 210円/m <sup>3</sup><br>500 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> を超えるもの 240円/m <sup>3</sup> | 10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> を超え30 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 以下 160円/m <sup>3</sup><br>30 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> を超え50 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 以下 180円/m <sup>3</sup><br>50 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> を超え100 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 以下 200円/m <sup>3</sup><br>101 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 以上 220円/m <sup>3</sup> |
|           | 従量料金  | 浴場汚水 30円/m <sup>3</sup> (消費税除く)  |  |
| 受益者負(分)担金 | 負(分)担金  | 建設負(分)担金<br>特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラント事業<br>総事業費×1.6/100÷受益者口数(※)<br>都市計画公共下水道事業、漁業集落排水事業<br>総事業費×2.6/100÷受益者口数(※)<br>(※参考資料1)<br>運営経費負(分)担金<br>20万円/1口<br>*一般住宅の建設負(分)担金、運営経費負(分)担金の合計額の限度額は30万円/1口  | 建設分担金<br>総事業費×1.6/100÷受益者数<br>償還分担金<br>250,000円+総事業費×1.6/100÷受益者数×追加単位数(※参考資料1)  |
|           | 新規加入者負(分)担金   | 既に賦課された各受益者の負(分)担金の額を考慮して定めた額  | 既に確定した建設分担金総額及び償還分担金総額の合計額に供用開始後の経過年数に応じて、年7%の利率を乗じて得た額  |
| 手数料       | 排水設備指定工事店<br>指定工事店の指定手数料：10,000円<br>工事責任技術者登録手数料：なし<br>有効期限：5年間<br>(平成16年3月31日全店期限) | 指定工事店の指定手数料：10,000円<br>工事責任技術者登録手数料：3,000円<br>有効期限：5年間<br>(平成16年3月31日一部期限)   |  |
| 助成制度      | 利子補給  | 水洗便所等改造資金あっ旋及び利子補給<br>査定額：100万円以内/1戸<br>補給率：年1.0%<br>期間：60万円以上60ヶ月、60万円未満1万円×月数  | 水洗便所等改造資金利子補給<br>査定額：80万円以内/1戸<br>補給率：年4.5%以内で毎年町長が定める率<br>期間：50万円以上50ヶ月、50万円未満1万円×月数  |
|           | 補助金   | 合併処理浄化槽設置整備事業補助金<br>5人槽：50万円以内<br>6人槽：60万円以内<br>7人槽：70万円以内<br>8人～9人槽：90万円以内<br>10人槽以上：100万円以内  | 合併処理浄化槽設置整備事業補助金<br>5人槽：54万円<br>6人槽：62万円<br>7人槽：78万円<br>8～9人槽：90万円<br>10人槽：126万円<br>11～14人槽：190万円<br>15人槽以上：240万円  |
|           | 奨励金   |  | 水洗便所等改造奨励金<br>金額：下水道供用開始後1年以内 3万円<br>" 1年を超え2年以内 2万円<br>" 2年を超え3年以内 1万円<br>期間：下水道供用開始後3年間以内  |

参考資料 1

水道・下水道関係事務事業の取扱いに関する法令

【浜坂町生活排水事業分担金徴収条例(抜粋)】

【浜坂町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(抜粋)】

(口数)

第4条 受益者が負担する額の基礎となる単位を口数とする。

2 一般住宅世帯の口数を1口とし、一般住宅世帯以外の口数については、別表の区分により定めるものとする。

別表(第4条関係)

| 区 分   | 上水道等の使用水量                                | 口 数   |
|---|--|-------|
| 営業用施設及び公共・公益施設等については、月当りの上水道等の使用水量に応じて口数を定めるものとする。                      | 100m <sup>3</sup> 未満                     | 1 口   |
|   | 100m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満 | 2 口   |
|   | 以下500m <sup>3</sup> 増すごとに1口加算する。         |       |
| 営業用施設と一般住宅との併用施設については、営業用施設の月当りの上水道等の使用水量に応じて定めた口数を一般住宅世帯の口数に加算するものとする。 | 1m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 未満  | 0.5 口 |
|   | 100m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満 | 1 口   |
|   | 以下500m <sup>3</sup> 増すごとに1口加算する。         |       |

【温泉町下水道事業分担金徴収要綱(抜粋)】

(単位数の算出方法)

第4条 単位数は、同一敷地内の全ての建物の総体から算出する。

2 単位数は、専用住宅を1とし、その他の建物の単位数は、専用住宅相当単位数1単位を基準にして、兵庫県浄化槽指導要綱第1表を準用し、次の算式により算出する。この場合の当該単位数は、小数点以下第1位止めとし、第2位以下を切り捨てる。

$$\text{その他の建物の単位数} = \frac{(\text{当該建物の汚濁負荷量})}{(\text{専用住宅の汚濁負荷量})} \times \frac{\text{汚水量} \times \text{BOD} \div \text{排水時間}}{10 \times 200 \times 200 \div 12}$$

3 同一建物中に2以上の異なる用途があるときは、前項の規定の例により、それぞれの用途ごとに汚濁負荷量を計算し、加算して単位数を算出する。ただし、当該建物に専用住宅部分が含まれる場合においては、専用住宅以外の部分で算出した単位数が1.0未満の場合は専用住宅相当単位数とし、専用住宅以外の部分で算出した単位数が1.0以上の場合は、当該単位数をもって単位数とする。

(追加単位数の算出方法)

第5条 追加単位数は、前条の規定により算出した単位数が1.0以下の場合、0とし、1.0を越える場合は、次の算式により算出する。この場合の当該追加単位数は、小数点以下第1位止めとし、第2位以下を切り捨てる。

$$\text{追加単位数} = (\text{前条で算出した単位数} - 1.0) \div 2$$